

木津川市業務継続計画



令和5年5月

総務部 危機管理課

目次

1 はじめに	1
1-1 業務継続計画策定の目的	1
1-2 業務継続計画とは	1
1-3 業務継続計画の効果	2
1-4 地域防災計画と業務継続計画との関係	3
1-5 業務継続方針の設定	3
2 業務継続体制	4
2-1 被災状況の想定	4
2-2 業務継続計画の実施対象	10
2-3 非常時優先業務の対象期間の設定	11
2-4 非常時優先業務の選定	12
2-5 職員の確保対策	19
3 非常時の対応	21
3-1 指揮命令系統の確立	21
3-2 代替え庁舎の選定	21
3-3 非常用電源の確保	22
3-4 通信・システム等機能の維持	22
3-5 資器材の確保	23
4 業務継続体制の継続	30
4-1 職員に対する研修・訓練の実施	28
4-2 点検及び是正	28
4-3 関係機関等との連携	28

1 はじめに

1-1 業務継続計画策定の目的

大規模な地震災害等（木津川断層帯、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯及び南海トラフ）が発生した場合、震度6強～震度7程度の地震動が予想されている。

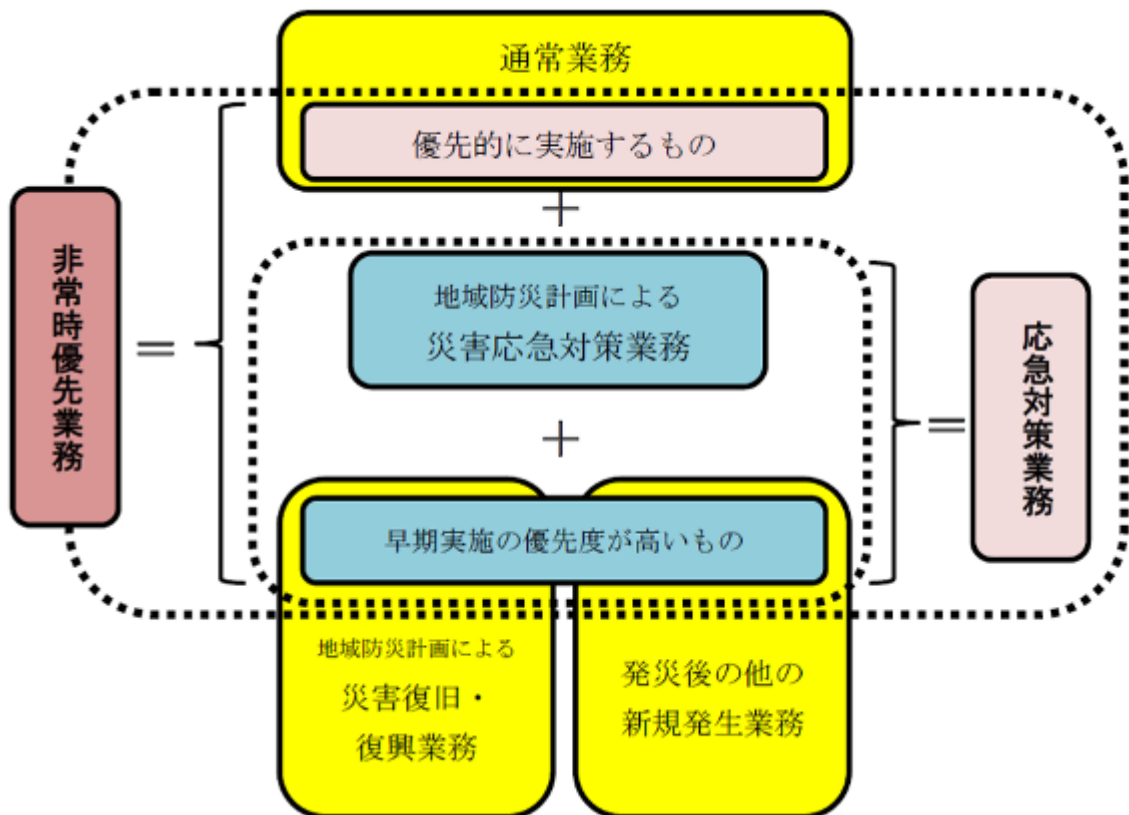
また、木津川堤防が破堤した場合には、市役所周辺が浸水することも予想されている。

こうした事態に備え、本市が行う応急対策業務及び業務継続の優先度の高い業務（以下「非常時優先業務」という。）を実施、又は早期に再開させるため、業務継続計画を策定し、防災対策の推進に資することを目的とする。

1-2 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害発生時における資源等が制約される状況下において、非常時優先業務を継続、又は早期に再開させるために策定する計画である。

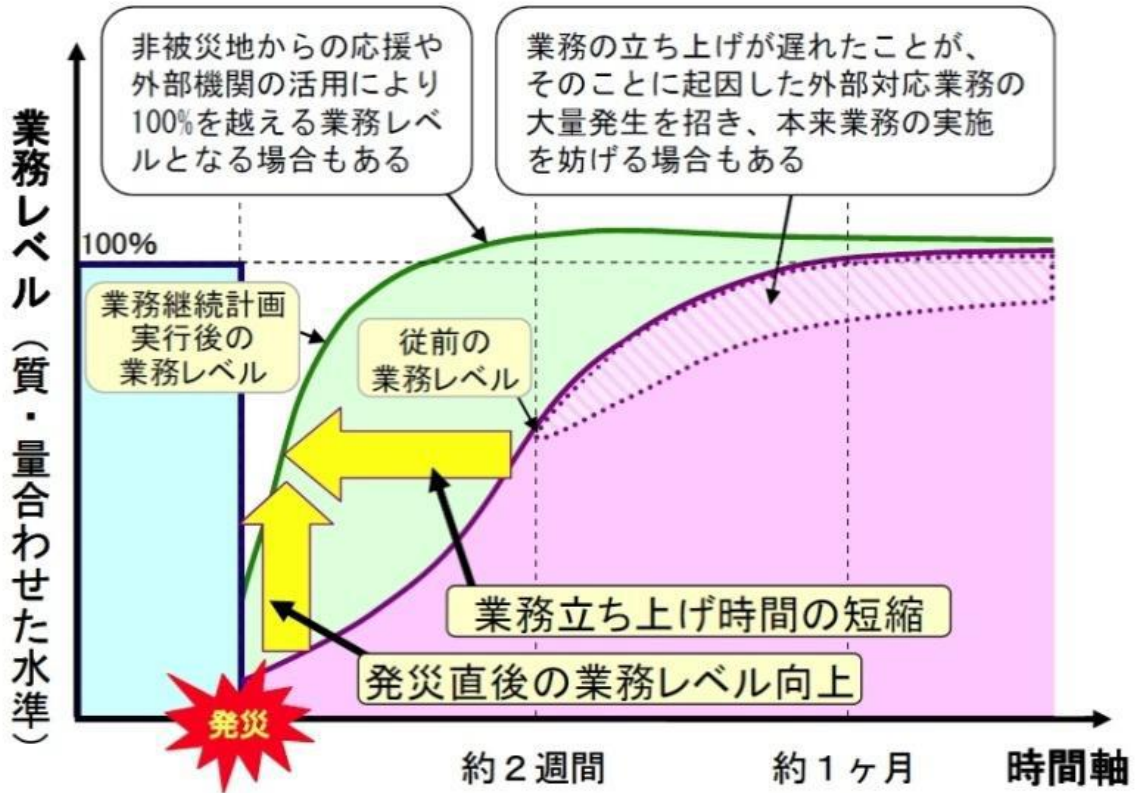
非常時優先業務の選定を行い、優先度の高い業務の継続に必要な資源（職員、庁舎、電力、通信、情報システム等）の確保などについて定める。



非常時優先業務のイメージ

1-3 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



非常時優先業務の効果のイメージ

1-4 地域防災計画と業務継続計画との関係

業務継続計画と地域防災計画との相違点の詳細は、次の表に示すとおりである。

区分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき対策（予防・応急対策・復旧）に係る実施事項や役割分担等を規定する基本方針を示した計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに適切に執行することを目的とした計画である。
計画の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の人的・物的被害を想定 ・各実施主体の果たすべき役割を記載 ・行政の被災は、特に想定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の制約を想定 ・震災時に果たすべき役割や業務・資源等の配分を検討 ・業務環境の確保
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策、復旧・復興業務）を対象としている。	非常時優先業務を対象とする。
業務開始目標時期	特に定めていない。	非常時優先業務ごとに業務開始時期を定める必要がある。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載はない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

1-5 業務継続方針の設定

大規模災害が発生した場合の、本市の業務継続方針は次のとおりとする。

<p>業務継続方針</p> <p>目標 1：市民の生命、財産及び生活を保護するとともに、市役所機能低下に伴う市民生活や経済活動等に与える影響を最小限に留めることを第一とし、非常時における業務を速やかに実施する。</p> <p>目標 2：必要な業務資源（人・執務室・電力・飲料水・トイレ・生活用品・職員の食料等）を確保するとともに、優先度の低い業務は休止し、市民生活にとって優先度の高い行政サービスを実施する。</p>

上記の業務継続方針に沿って業務を実施するため、限られた人的・物的資源を効果的に投入する。

2 業務継続体制

2-1 被災状況の想定

1 京都府地震被害想定を基に、災害が発生した場合の被害を想定する。

(1) 想定地震の設定

業務継続計画を策定するにあたっての想定地震は、発生確率では南海トラフ地震が30年以内に70%~80%（平成30年12月時点）と最も高いが、京都府地震被害想定調査報告書では次のとおり、奈良盆地東縁断層帯地震による被害が最も大きいとされていることから、奈良盆地東縁断層帯地震を想定地震とする。

なお、南海トラフ地震については、海溝型地震であることから発生間隔が短く、発生確率が高くなっていることから、南海トラフ地震の発生も念頭に置いておく必要がある。

地震が想定される震源の断層名	木津川市における最大予測震度	建物被害			人的被害		
		全壊(棟)	半壊・一部損壊(棟)	焼失建物(棟)	死者数(人)	要救助者数(人)	短期避難者数(人)
奈良盆地東縁断層帯	7	12,040	8,310	3,120	470	2,240	29,720
生駒断層帯	7	6,410	7,870	1,400	270	1,240	20,500
木津川断層帯	7	8,900	8,200	2,200	330	1,580	24,550
南海トラフ地震	6強	720	—	20	30	110	—

出典：京都府地震被害想定調査委員会－2008年（南海トラフは2014年）

(2) 社会的な被害状況

想定する地震では、全壊・半壊・焼失の建物被害が最大で約23,000棟に及ぶと予想される。この被害見込は、本市にある建物棟数約35,000棟に対して約66%に相当する。

(3) 火災の発生

地震発生により、本市では約48件の建物出火が見込まれ、焼失建物は3,100棟を超えると推定されている。

(4) 死傷者の発生

死者・負傷者については、約470人^〇の死者が発生し、約3,150人を超える負傷者の発生が想定されている。市の人口に対して約5%に相当する。

(5) 避難者の発生

避難所への避難者は、短期的に約29,720人、京都府の地震被害想定調査（平成20年）では、全壊・焼失による最大避難者数は、16,144人と予想されている。

(6) 市庁舎の被害想定

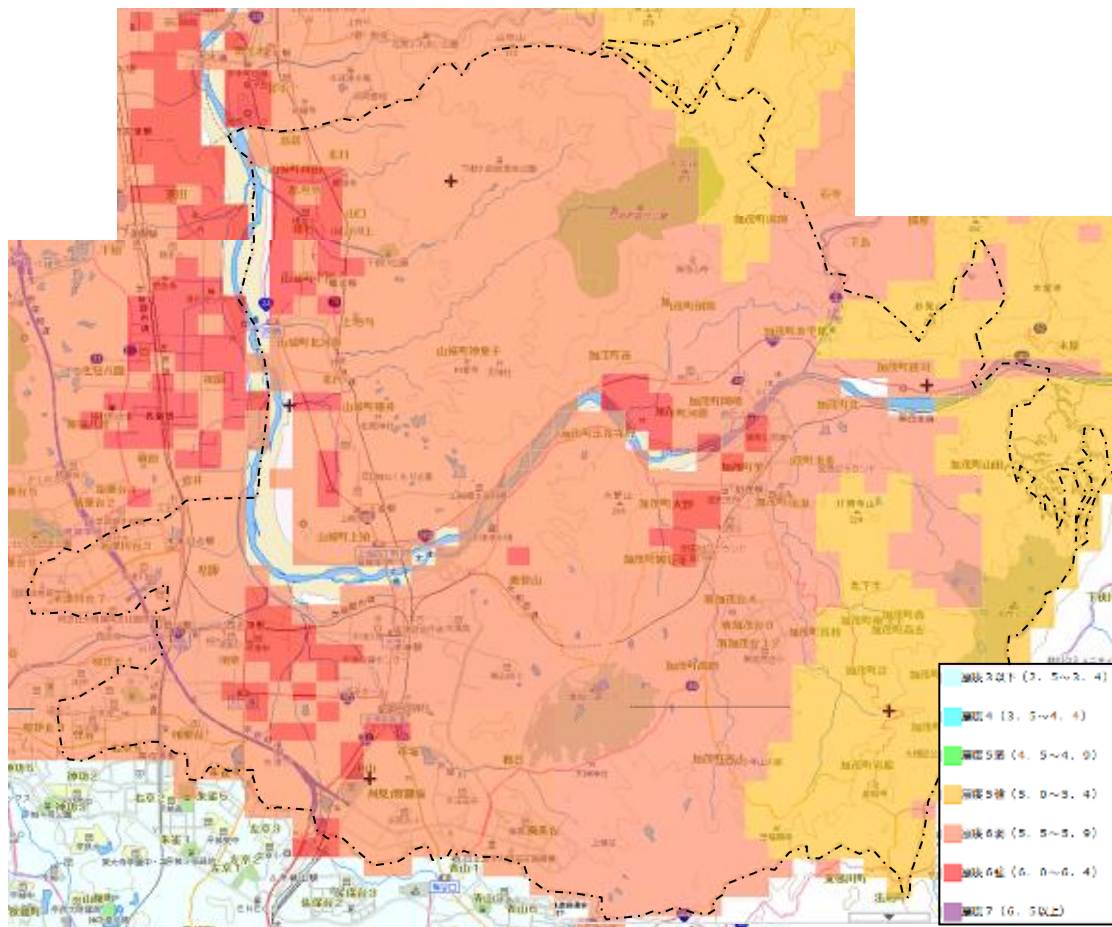
奈良盆地東縁断層帯地震は、本市において最も大きな被害が予想されており、その発生により市庁舎周辺では大きな揺れとなることが想定されている。

本庁舎は、免震構造のため耐震構造と比較し揺れの大きさが1/4程度（約750gal震度7が約170gal震度5.0程度）に抑えられるため、周辺に比べ被害は少ないと考えられる。しかしながら、周辺では大きな被害が発生する可能性があり、電柱の倒壊、火災の発生などの被害も予測される。

そのほか、水道・電力・道路等のライフライン関係の被害により、水道・電力の供給停止や国道24号から市役所までの道路以外は建物倒壊等の影響により使用不能となる可能性もある。

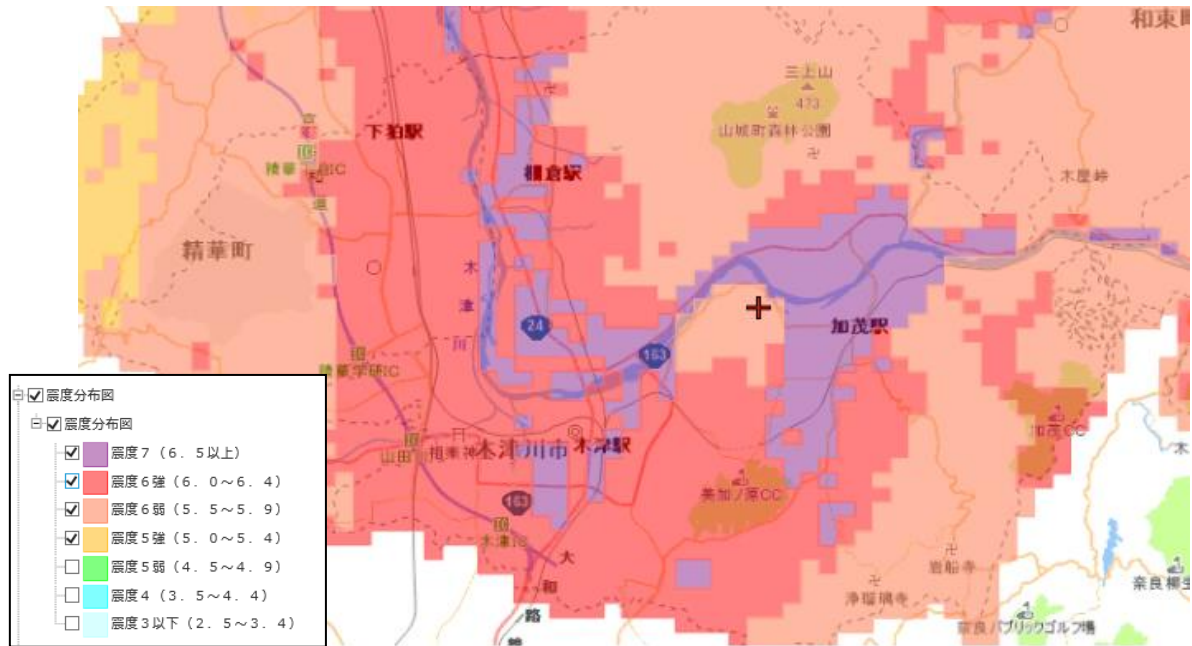
その他の庁舎は、免震構造でないため、激しい揺れにより損傷は大きく、また、ガラスの破損、什器等の転倒などにより負傷者の発生が予想される。

南海トラフ地震による震度分布



(京都府・市町村共同 統合型地理情報システム(GIS) 地震被害想定調査マップ(南海トラフ)から)

奈良盆地東縁断層帯による震度分布



(京都府・市町村共同 統合型地理情報システム(GIS) 地震被害想定調査マップ(奈良盆地東縁断層帯)から)

2 水害被害想定は、昭和28年に発生した南山城水害（8月15日）と台風13号（9月25日）による災害（以下、28災という。）の記録を参考とし、市の防災マップに記載されている想定浸水深をもとに、被害を想定する。

(1) 28災の状況

ア 南山城水害

木津川右岸の山間部に400mmを超える局地的豪雨により、山城地域では、木津川支流（渋川、天神川、不動川、鳴子川、谷川）で堤防が決壊、三上山周辺の山腹が崩壊し土石流となり流下し、死者31名、流失家屋13戸、全半壊家屋118戸、床上浸水83戸の被害、加茂地域では、和束川の増水により、流失家屋8戸、全半壊家屋18戸、床上浸水43戸等の被害が発生した。

イ 台風13号災害

降水量は府南部で200mmであったが、南山城水害の直後のため、河川の応急箇所が再決壊し、山城地域では、死者1名、重傷者5名、全壊家屋4戸、半壊家屋13戸、加茂地域では全壊家屋2戸、半壊家屋12戸の被害で、市域全般に農地の冠水等により被害が多数発生した。

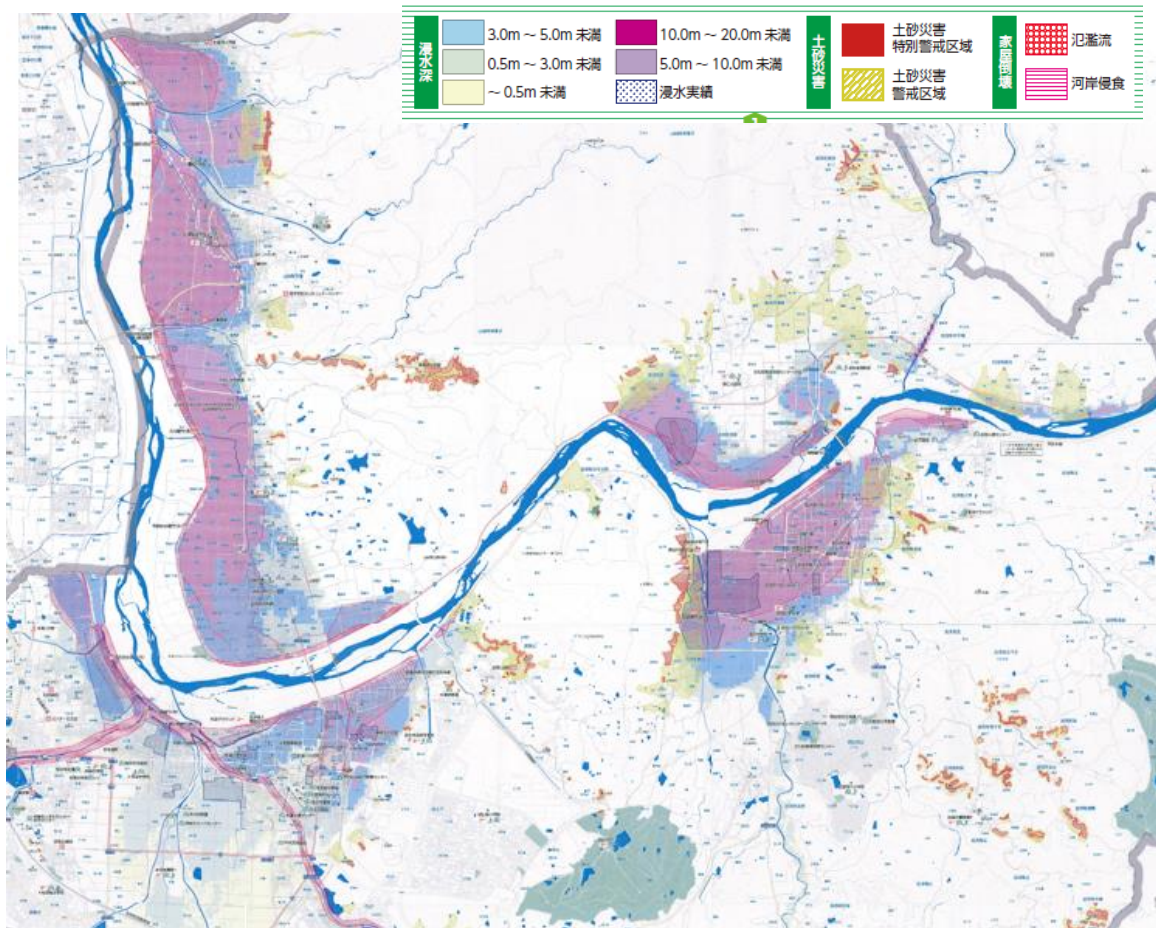
(2) 現在の災害発生予測

28 災当時に比べ、三上山の植林、高山ダムの整備、各河川・堤防等の整備により、やや安全性は向上したが、近年の気象状況から、局地的な豪雨の発生により、依然として土石流、木津川支流の越水氾濫等は、発生の可能性は高いものと考えられる。特に、豪雨による急激な水位の上昇と降雨量による土石流の発生予測等が重要となり、土砂災害警戒区域及び浸水予想地域等への避難情報の伝達が特に重要となる。

(3) 社会的な被害状況

河川氾濫等による浸水想定区域内には、国道24号、国道163号、JR線の一部が水没し、市役所においても最大4.2mの浸水が想定されており、社会的に甚大な影響を及ぼす恐れがある。

河川氾濫等による浸水想定



(木津川市総合防災マップから)

庁舎周辺の被害のイメージ

区分		被害イメージ
庁舎	震災	・本庁舎は新耐震基準（免震構造）を満たしており、重大な被害が発生する可能性は比較的低い。
	水害	・木津川氾濫時は、最大4.2mの浸水による1階及び駐車場の水没
建物被害	震災	・耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物は、壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がみられることがある。 ・耐震性が低い木造建物は、傾くものや、全壊・半壊等する家屋が多く、壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものも多くなる。
	水害	・周辺のほとんどが浸水被害を受ける。
人	震災	・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることがある。 ・ブロック塀、電柱、家具等の転倒・破損等により、下敷きになることや負傷する可能性がある。
	水害	・本庁舎が水没により孤立化し、人の出入りや物資等の供給が困難となる。
電力・通信・上水道・下水道・都市ガス・電話		・広い地域で、電力、上水道、下水道、都市ガスの供給や機能が停止する。 ・携帯電話等の回線が輻輳し、つながりにくくなる。
道路等被害	震災	・道路亀裂や液状化等による被害、橋梁・高架橋の落橋・倒壊、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	水害	・周辺の主要道路は水没し、車両の移動は困難となる。
鉄道被害	震災	・橋梁、盛土部の崩壊、線路のゆがみ、JR木津駅舎の倒壊等の施設被害が発生し、物理的に運行が困難となる区間が発生する。 ・震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、運行規制が各事業者の判断によって行われる。
	水害	・木津駅舎は浸水を免れるが、周辺道路等は浸水により交通は途絶する。

3 その他の被害想定

(1) 感染症パンデミックは、近年では「新型インフルエンザ」「SARS（重症性呼吸器症候群）」「新型コロナウイルス」等の感染症が発生している。ひとたび爆発的な感染の拡がりにより、社会全体がマヒ状態となることが予想される。

これまでの経験を踏まえて、学校、交流会館といった公共施設の閉鎖や、集会等の中止や延期などが考えられ、職場や家庭においても接触機会を減らすことも重要である。

感染している可能性のある人との接触を極力減らすため、職場への出勤では公共交通機関を使用しない、又はラッシュ時の時間帯を避けるなど、人混みを避けることが望ましい。不要不急の外出や不特定多数が集まる場所は避けるなど、必要最小限にとどめる等の各種対応要領をあらかじめ考えておいたり、外出機会を減らすために生活必需品を備蓄しておくなどの対策が必要である。

初期段階における対応については健康福祉部が主体となり対応するが、緊急事態として全庁的に対応する必要がある場合の要領については、感染症の状況等により、細部対応要領などは、国・府等から示されることを基本として、市感染症対策本部において対応を検討していくこととなる。

(2) 突発的大事故

航空機事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、原子力災害、林野火災、広域停電事故などにより、多数の死傷者等が発生または発生する恐れがある突発的大事故への対策も準備しておく必要がある。その災害態様は事故種別により状況が大きく変化することから、専門的な知識に基づく判断が重要となる。

事故発生の一報により、速やかに事故対策（警戒）本部を設置し、状況を把握するとともに、各防災機関、事故原因者等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害予防、応急対策の実施に努めることが重要である。

2-2 業務継続計画の実施対象

1 対象とする組織

業務継続計画の実施対象は、本計画の実効性を上げることからも、本市の全ての組織とする。

2 非常時の業務継続体制

非常時の業務継続体制については、本市地域防災計画に定められた応急活動体制の整備に基づく組織体制、編成及び任務分担を基本とする。

2-3 非常時優先業務の対象期間の設定

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間である。発災後の必要資源の確保を検討するために、最低でも応急業務が軌道に乗る1週間以上、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して1ヶ月程度まで検討。

非常時優先業務の優先度

優先度A：発災後1日以内に開始（継続）すべき業務

優先度B：発災後3日以内に開始（継続）すべき業務

優先度C：発災後7日以内に開始（継続）すべき業務

業務開始時期、選定基準及び業務に対する考え方等

業務開始時期	選定基準	業務に対する考え方	代表的な業務	優先度(区分)
発災直後から3時間以内	発災後直ちに着手しないと、市民の生命・財産及び生活、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○救助・救急の開始 ○広域応援要請 ○避難所の開設	・体制の立上げ ・被害の把握 ・京都府を通じた応援要請（警察・消防・DMAT等に係る国・府、他の自治体等への派遣要請及び自衛隊災害派遣要請） ・避難所の開設・運営	優先度A
1日以内	遅くとも発災後1日以内に着手しないと市民の生命・財産及び生活、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	○応急活動（救助・救急以外）の開始 ○避難所生活支援の開始 ○市民生活に欠かせない手続き等の業務	・2次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・木津川市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・衛生環境の回復に係る業務（保険衛生活動等） ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） ・治安の維持等 ・戸籍業務、埋火葬業務等	優先度A
3日以内	遅くとも3日以内に着手しないと市民の生命・財産及び生活、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	○被災者への支援の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復措置	・避難生活向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画） ・業務システムの再開等に係る業務	優先度B

7日以内	遅くとも7日以内に着手しないと市民の生命・財産及び生活、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	○復旧・復興に係る業務の開始 ○行政機能の回復措置	・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）	優先度C
------	---	------------------------------	---	------

2-4 非常時優先業務の選定

災害発生時における応急対策業務や優先的に実施すべき通常業務を発災後の時間帯別に選定して、可能な限り登庁者により実施できるようにする。

市民の生命、生活及び財産に関わる業務を最優先に取り組むこととするが、併せて最優先に実施することが必要な通常業務についても選定の上、継続することとする。

以降、時間の経過に従って、災害対策本部の体制の縮小に沿って通常業務の拡大を行う。

1 大地震発生時における対応の基本的流れ

別紙「大地震発生時における対応の基本的流れ」

2 応急対策業務

応急対策業務は、主に災害対策本部において早急に必要な業務がある業務で、本市の地域防災計画に規定した災害応急対策業務とする。この場合、災害に対応するため付加して実施する通常業務を含むものとする。

また、表中の関係施設の被害調査及び応急措置に関することについては、各所管課がそれぞれの施設の被害調査をもとに、軽易なものを除き建設班で応急処置をすることとする。

部	班	構成	事務分掌	優先度				
				A			B	C
				発災直後	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
総務部	総括班	危機管理課	1 気象情報の受信及び伝達に関すること。 2 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 対策本部要員の動員に関すること。 4 対策本部会議に関すること。 5 命令及び決定事項の伝達に関すること。 6 各部との調整及び危機管理課の情報を本部へ伝達すること。 7 自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。（樋門閉鎖時の伝達を含む）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

部	班	構成	事務分掌	優先度				
				A			B	C
				発災直後	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
総務部	総括班	危機管理課	8 連絡部と連携し、被害状況等の情報、資料の総括に関する事 9 消防署等関係機関に対する連絡及び要請に関する事 10 指定公共機関との連絡・調整に関する事 11 防災行政無線及びエリアメール等に関する事 12 水防関係資材の整備及び調査に関する事	○	○	○	○	○
	庶務班	総務課 財政課 税務課	1 災害対策用臨時電話に関する事 2 車両の管理及び配車に関する事 3 救助物資及び応急復旧資材の調達、配分及び斡旋に関する事 4 市有財産の状況調査及び緊急使用に関する事 5 災害関係予算等財政に関する事 6 家屋等の被害状況調査及びとりまとめに関する事 7 り災証明（火災及び農林水産関係を除く）に関する事 8 被災住宅に対する住宅金融公庫復旧費融資に関する事 9 災害による被災者に対する税に関する事	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
編成部	編成班	人事秘書課	1 職員の動員配備及び各部・班の配置調整に関する事 2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織・動員体制に関する事 3 報道機関との連絡に関する事 4 被災地の慰問に関する事 5 各種陳情及び慰問の応接に関する事	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
連絡部	連絡班	会計課 議会事務局 行政委員会事務局	1 災害対策本部の情報を各部に伝達すること 2 被害報告等の情報、資料の収集整理に関する事 3 市議会との連絡調整に関する事 4 災害関係費支出の審査及び支払いに関する事	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
マチオモイ部	情報班	学研企画課	1 広報活動に関する事 2 現地調査班の編成等現地調査に関する事 3 国・府・市町村等の応援要請及び受入れに関する事 4 国及び府等に対する要請、陳情に関する事	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
		観光農政班	観光商工課 農政課	1 商工関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関する事 2 農林水産業関係団体との連絡調整に関する事 3 農作物の被害状況調査に関する事		○ ○	○ ○	○ ○

部	班	構成	事務分掌	優先度				
				A			B	C
				発災直後	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
市民部	市民生活班	市民課 国保年金課 人権推進課 まち美化推進課	1 避難所の活動支援に関すること。 2 仮設トイレの設営に関すること。 3 食料及び衣類、生活必需品等の供給及び流通備蓄品確保に関すること。 4 遺体の収容及び保存、埋火葬に関すること。 5 防疫に関すること。 6 入浴施設等の斡旋に関すること。 7 尋ね人、安否確認等各種相談に関すること。 8 廃棄物及びし尿の処理に関すること。 9 愛玩動物に関すること。 10 被災者救済窓口に関すること。 11 災害情報の報告、支所庁舎等の応急措置及び災害対策本部との連絡調整に関すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
健康福祉部	福祉救護班	社会福祉課 くらしサポート課 高齢介護課 健康推進課	1 保健福祉関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 避難所の開設・運営に関すること。 3 福祉避難所の連絡・調整に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 医療救護及び助産に関すること。 6 高齢者、障がい者等要配慮者への支援に関すること。 7 福祉関係団体との連絡・調整及び災害ボランティアに関すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
教育部	教育班	学校教育課 社会教育課 文化財保護課 こども宝課	1 文教施設避難所の開設支援に関すること。(支援要員の中に、施設・備品等の使用に関する調整のため、学校関係者1名を含む) 2 文教施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 児童及び生徒の安全確保に関すること。 4 被災児童及び生徒の応急対策に関すること。 5 給食センター等の活用調整に関すること。 6 府教育委員会等との連絡調整に関すること。 7 文化財の被害状況調査及び応急措置に関すること。 8 学用品、教科書の調達及び配分に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
建設部	建設班	指導検査課 建設課 施設整備課 管理課 都市計画課	1 道路、河川、橋梁及び公園等の被災状況調査及び応急措置に関すること。 2 樋門及び排水機場に関すること。 3 市有建物の応急措置に関すること。 4 土木建築業者等への応援要請及び調整に関すること。 5 地震被災建物応急危険度判定の実施に関すること。	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

部	班	構成	事務分掌	優先度				
				A			B	C
				発災直後	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
建設部	建設班	指導検査課 建設課 施設整備課 管理課 都市計画課	6 開発事業関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 7 仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 8 災害復旧工事に関すること。 9 宅地造成工事現場の防災調査、指導に関すること。 10 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 11 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。 12 農地、農業用施設、林業用施設の災害復旧事業に関すること。 13 林地崩壊防止事業に関すること。	○	○	○	○	○
上下水道部	上下水道班	業務課 工務課	1 上水道施設及び下水道施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。 3 関係団体・協会との連絡調整に関すること。	○	○	○	○	○
消防団(団長)	消防分団長	消防団各部	1 人命救助及び避難誘導に関すること。 2 消防団活動の把握及び指示に関すること。 3 水防団活動の把握及び指示に関すること。	○	○	○	○	○

※ 各部署に所属する保健師は、福祉救護班で活動するものとする。

3 優先的に実施する通常業務

優先度は、市民の生命、財産及び生活に大きな影響を持つ可能性が高いもの、又は、市民生活に密接に関わる業務の中から影響度の大きさを考慮して優先度を選定する。以下の業務で記載されていない業務にあっても、災害の状況に応じ、緊急的に行う必要があると認められる場合は実施するものとする。

平常時の業務で優先度の高い業務内容

部	課	業務内容	優先度
市長直轄組織	人事秘書課	報道機関との連絡調整に関すること。	A
		職員の人事及び服務に関すること。	C
		職員の公務災害補償に関すること。	C
		職員の労働安全衛生に関すること。	A
	会計課	現金の出納及び保管に関すること。	A
マチオモイ部	学研企画課	行政組織に関すること。	B
		公共交通対策の総合調整及び推進に関すること。	B
		地域づくり及び地域振興に関すること。	C
		広域行政圏に関すること。	B
		国、京都府等への要望に関すること。	A
		ホームページの作成、管理及び運営に関すること。	A
		その他広報及び広聴に関すること。	A

	デジタル戦略推進室	情報施策の企画・情報化の推進に関する事	A
		行政情報化の総合調整に関する事	A
		情報システムの企画・研究及び開発に関する事	A
		情報セキュリティ対策に関する事	A
		情報基盤の整備に関する事	A
		サーバ室及び電算機器の管理運用に関する事	A
		住民基本台帳ネットワークシステムの管理に関する事	A
		個人番号カードシステムのシステム管理に関する事	A
		地域情報化に関する事	B
		その他情報化に関する事	C
観光商工課	観光事業関係団体との連絡調整に関する事	C	
	商工業の振興及び商工会に関する事	C	
	信用保証協会及び金融機関との連絡調整に関する事	C	
	雇用に関する事	C	
	緊急経済対策に関する事	B	
農政課	農林水産業関係団体に関する事	C	
	森林及び森林組合に関する事	B	
	家畜伝染病の予防に関する事	B	
	農業用施設等に関する事	B	
	土地改良事業の調整に関する事	C	
総務部	総務課	庁舎等の管理に関する事	A
		公用車の管理に関する事	A
		市民の相談及び苦情処理手続きに関する事	A
		行政地域に関する事	C
		地縁団体に関する事	C
		公文書の收受、発送、配布、保存等の文書整理に関する事	C
	危機管理課	地域防災計画及び各種危機管理計画に関する事	A
		防災会議及び防犯に係る関係機関との連絡調整に関する事	A
		消防に関する事	A
		防災行政無線に関する事	A
		防犯に関する事	A
	財政課	予算編成に関する事	C
		国及び府補助金等の調整に関する事	B
		寄附金の採納に関する事	C
		予備費に関する事	B
		その他財政に関する事	C
		共通物品の購入に関する事	B
	税務課	その他市民税に関する事	C
その他固定資産税に関する事		C	
その他収納に関する事		C	
市民部	市民課	戸籍の届出、記録、調製及び保管に関する事	B
		住民異動に関する事	B
		印鑑登録に関する事	B
		戸籍、住民票、印鑑登録等に係る証明に関する事	B
		個人番号カード及び通知カードに関する事	B
		住民基本台帳ネットワークシステム事務に関する事	B
		埋葬、火葬及び改葬の許可に関する事	A
		来庁者の案内等に関する事	A
	加茂・山市民福祉係	戸籍、住民票等の交付に関する事	B
		印鑑登録に関する事	B
		印鑑証明の交付に関する事	B
		生活保護に係る証明書等の交付及び諸届の連絡に関する事	C
		身体障害者、精神障害者、知的障害者等の福祉に係る諸届及び申請の連絡に関する事	C

健康福祉部		国民健康保険に係る諸届及び申請の連絡に関する事	C
		後期高齢者医療に係る諸届及び申請の連絡に関する事	C
		福祉医療に係る諸届及び申請の連絡に関する事	C
		国民年金に係る諸届の連絡に関する事	C
		高齢者の在宅福祉に関する諸届及び申請の連絡に関する事	C
		市営住宅に係る諸届及び申請の連絡に関する事	C
		道路、河川補修資材の配布及び連絡に関する事	C
		その他所管業務に係る担当課との連絡に関する事	C
	国保年金課	国民健康保険各種届の受理及び被保険者証の交付に関する事	B
		国民健康保険の保険給付に関する事	C
		国民健康保健事業に関する事	C
		国民年金に関する事	C
		福祉医療に関する事	B
		重度心身障害老人健康管理事業に関する事	B
		後期高齢者医療制度に関する事	B
	人権推進課	人権擁護に関する事	C
		人権センター等の管理及び運営に関する事	A
		女性センターの管理及び運営に関する事	A
	まち美化推進課	公害防止対策に関する事	C
		市営墓地の管理及び運営に関する事	C
		その他環境対策に関する事	C
		家庭ごみの収集及び処理（家電リサイクル等含む。）に関する事	B
		一般廃棄物に関する事	A
		し尿に係る広域処理（相楽郡広域事務組合）に関する事	B
		桜台環境センターの管理及び運営に関する事	C
		動物の飼養管理並びに飼犬及び飼猫の死体処理に関する事	B
		害虫等の防駆除に関する事	B
		その他まちの美化に関する事	C
	社会福祉課	自殺予防に関する事	C
		福祉有償運送に関する事	B
		共同募金、日本赤十字社に関する事	B
		民生委員及び児童委員に関する事	C
		社会福祉協議会、社会福祉団体及び保護司会に関する事	C
被災者生活支援等に関する事		A	
避難行動要支援者名簿の作成に関する事		A	
共同浴場の管理及び運営に関する事		B	
身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事		A	
障害者地域生活支援事業に関する事		B	
相楽療育教室に関する事		A	
成年後見（障害者）に関する事		C	
児童館の施設整備及び運営に関する事		C	
児童遊園に関する事		C	
くらしサポート課		生活困窮者自立支援に関する事	B
		住居確保給付金に関する事	C
		ホームレスの自立支援に関する事	C
		生活保護に関する事	C
	行旅病人に関する事	B	
	行旅死亡人に関する事	B	
高齢介護課	高齢者在宅福祉に関する事	C	
	シルバー人材センターに関する事	C	
	その他高齢者福祉及び地域事業に関する事	C	

		老人福祉センターに関する事	A	
		要介護認定等に関する事	C	
		介護給付及び予防給付等に関する事	C	
		地域密着型サービスに関する事	B	
	健康推進課	健康推進施策の啓発に関する事	B	
		健康被害に関する事	B	
		食品衛生に関する事	B	
		献血に関する事	C	
		予防接種に関する事	C	
		母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事	C	
		育児支援に関する事	C	
	建設部	指導検査課	工事、コンサル、物品・役務の入札及び契約に関する事	C
建設課		砂防に関する事	C	
		農林業基盤整備事業に関する事	C	
		農業用樋門及び排水に関する事	A	
		治山事業に関する事	C	
		林地崩壊防止事業に関する事	A	
		農林業施設災害復旧事業に関する事	A	
		その他農林土木事業に関する事	C	
まちづくり事業推進室		国庫補助事業及び府補助事業の総括事務に関する事	C	
		国・府管理の河川等の改良に係る調査、計画及び関係機関・組織等との連絡調整等に関する事	B	
		まちづくりの支援及び啓発に関する事	C	
施設整備課		市営住宅の管理、維持補修に関する事	B	
		市営住宅の入居及び使用料の賦課並びに調定に関する事	C	
管理課		道路及び橋梁の管理に関する事	A	
		道路及び橋梁の維持補修に関する事	A	
		道路のパトロールに関する事	A	
		災害復旧事業に関する事	A	
		河川（都市下水路含む）の管理に関する事	B	
		河川の維持補修に関する事	B	
		樋門及び排水機場に関する事	A	
		都市公園等（建設部所管）の管理に関する事	A	
		都市公園等の維持補修に関する事	B	
		河川・都市公園のパトロールに関する事	B	
都市計画課		建築確認申請の事前協議及び建築制限等の指導に関する事	C	
		都市計画施設等の区域内等における建築の許可に関する事	C	
		土地地区画整理事業の施行区域内の建築物等の制限及び許可に関する事	C	
		地域地区制限及び地区計画の許可に関する事	C	
		福祉のまちづくりに関する技術的な指導に関する事	C	
上下水道部		業務課	応急給水に関する事	A
	広報、関係機関との連絡及び情報収集に関する事		A	
	上下水道部庁舎及び公用車の管理に関する事		A	
	職員の安全衛生及び感染症対策等に関する事		A	
	日本水道協会等からの受援に関する事		B	
	給水装置工事及び指定給水装置工事事業者に関する事		B	
	簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に関する事		B	
	水道及び公共下水道使用の開始及び中止に関する事		B	
	水道メーターの修繕及び取替等に関する事		C	
	使用水量の認定及び水道料金の減免に関する事		C	
	その他給水、水道業務及び水道料金等に関する事		C	

工務課	水源、浄水場、受水場及び配水池等施設の改良、設計及び維持管理に関すること。	A	
	公共下水道の計画整備に関すること。	C	
	公共下水道施設の維持管理に関すること。	A	
	水質に関すること。	A	
	その他水道施設及び浄水業務に関すること。	B	
	送水管及び配水管の維持管理に関すること。	A	
	消火栓の設置及び維持管理に関すること。	C	
	その他水道工事に関すること。	C	
教育部	学校教育課	京都府教育委員会その他関係機関との連絡調整に関すること。	A
		市立小学校及び中学校の施設整備及び運営に関すること。	A
		公用車の管理に関すること。	A
		児童生徒の安全に関すること（通学路を含む。）	A
		児童クラブの施設整備及び運営に関すること。	A
		児童クラブ児童の安全に関すること。	A
		児童生徒の保健及び健康診断に関すること。	C
		市立小中学校の教材備品の管理及び取り扱いに関すること。	C
		その他学校教育に関すること。	C
		学校給食センターの施設整備及び運営に関すること。	A
	こども宝課	園児の安全に関すること。	A
		教育・保育認定に関すること。	C
		保育施設及び保育事業の利用調整に関すること。	C
		保育所、認定こども園、家庭的保育事業所及び小規模保育事業所の整備に関すること。	C
		市立幼稚園の通園バスに関すること。	C
		市立保育所及び市立幼稚園の施設整備及び管理運営に関すること。	A
	社会教育課	公民館、交流会館及びその他社会教育施設の施設整備及び運営に関すること。	A
		学校と社会教育の連携に関すること。	C
		国際交流に関すること。	C
		社会体育施設の施設整備及び運営に関すること。	A
	文化財保護課	文化財保護関係機関との連絡調整に関すること。	C
		文化財関係施設の整備運営に関すること。	C
	行政委員会事務局	住民監査請求の事務に関すること。	C
		関係委員との連絡調整に関すること。	C
	議会事務局	議員との連絡調整に関すること。	B

2-5 職員の確保対策

1 職員動員基準

本市職員の参集については、本市地域防災計画で次のとおり定めている。

災害発生時における職員の動員基準

種別	配備体制	地震
警戒本部	1号配備	市域で「震度4」の地震が観測されたとき。
	2号配備	市域で「震度5弱」の地震が観測されたとき。

災害対策本部	1号動員	局地的災害対策活動が遂行でき、一部の避難所を開設できる体制	市域で「震度5強」の地震が観測されたとき。
	2号動員	市内全域にわたる災害に対して災害対策活動が遂行できる体制	市内で「震度5強」の地震を観測し、複数個所で災害が発生していることが予想されたとき。
	3号動員 全員	市の組織・機能の総力をあげて対処する体制	市内で「震度6弱以上」の地震を観測し、大規模な災害が発生していることが予想されたとき。
避難所管理職員	指定避難所57施設 (震度5強以上で14施設、6強以上で19施設を3時間で開設)		市内で「震度5強以上」の地震で、担当する避難所を確認～開設

2 職員の参集体制（就業時間外の場合）

職員の参集所要時間（災害時緊急連絡網を参考）

- (1) 勤務時間外に大地震（震度6弱以上）が発生した場合を想定し、職員が居住する場所から徒歩、自転車又はバイクによる参集所要時間を参考
- (2) 全員が参集可能であるものとして想定したため、本人・家族等の被災等を考慮すれば、5%程度（被害想定から死傷者の発生率）は、参集ができないこと、さらに道路状況等により遅延することを考慮する必要がある。

災害発生時の職員参集状況予測（参考値）

	参集状況 (%)					備考
	所属数	1h 以内	2h 以内	3h 以内	4h 以内	
合計	500	250	350	400	450	
登庁率 (%)	-	50	70	80	90	

参考：災害発生時における各課職員連絡網

3 非常時の対応

3-1 指揮命令系統の確立

1 総括指揮権限者

総括指揮の権限者は、市長（災害対策本部長）とするが、不在の場合、又は、不測の事態により指揮不能となった場合は、次の順序による。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

各部においても、同様に部長等の代行者を事前に指名するものとする。

2 災害対策本部開設場所

総括指揮権限者が総指揮を行う場所は災害対策本部とし、その開設場所は、本庁舎3階危機管理課内に置く。ただし、被害状況によりその機能が不十分な場合は、総括指揮権限者の判断により、次の場所に移設する。

	指定場所	所在地
第1順位	中央体育館	木津石塚 147
第2順位	相楽台小学校	相楽台 5丁目 7-1
第3順位	州見台小学校	州見台 1丁目 32

3-2 代替え庁舎の選定

- 1 市役所本庁舎は、免震構造のため地震動による倒壊や損害はないものと予測するが、周辺の被害状況により、建物等の倒壊、火災発生や道路の使用ができない等により、長時間にわたり本庁舎の使用が困難な場合は、災害対策本部を設置する指定場所に代替え施設を活用できるよう対策を進める。
- 2 加茂支所は、昭和58年建築の建物で、被害の状況により、使用が困難な場合は、隣接する加茂文化センターを活用するか、又は、本庁舎に移設する。
- 3 山城支所は、平成23年建築の建物で、耐震構造であり被害は内部の什器の倒壊や破損程度と予想される。しかしながら、周辺の建物等の倒壊、火災発生や道路の使用ができない等により、長時間にわたり庁舎の使用が困難な場合は、本庁舎に移設する。
- 4 上下水道部庁舎は、昭和52年建築の建物に事務所があり、被害の状況により、使用が困難な場合は、隣接する木津川台小学校の施設を利用する等、上下水道に関する復旧等活動を実施する。また、平成6年に増築された上水道の送水制御室の建物は耐震性があるため、この施設を活用した機能維持についても留意する。

3-3 非常用電源の確保

本庁舎の非常用発電機は屋上に設置され、地下タンクから燃料が供給される仕組みとなっており、停電時には自動的に切り替わり72時間は稼働する計画である。この非常用電源（非常用発電機）を電力会社からの供給が復旧するまで継続して稼働させることから、定期的に点検・給油等を行うものとする。

また、非常用電源コンセントは、右写真のように朱色表示が施されているが、床下に収納されているところがあり、各部署において設置場所を確認・表示しておく。（別途配布の各階平面図を参照）



非常用電源コンセント

3-4 通信・システム等機能の維持

1 大震災等発生時には、普通の電話は約1週間程度つながりにくい状態となることから、災害時優先電話を使用することとなる。木津川市には、現在、固定35回線あるが、停電時不通となるINSネット回線やどの電話が優先電話であるか不明のものがあることから、平素から確認・表示を実施しておく。また、災害時の協定等により通信会社等と連携し早期に必要な回線を確保する。

また、現場との連絡手段に移動系の通信機があるが、老朽化により使用できない通信機が不足状態であり、他の方法も含め検討・整備を実施する。

2 行政データについては、本庁舎の3階以上に設置されているサーバーに各種データが保存されており、バックアップ体制が確立されているが、緊急時の対応に備えるため、平素からシステム会社との連携体制を確立する。

3 防災行政無線は、平成28年度9月末に整備が完了し、運用を開始している。また、戸別受信機は、市の主な管理施設及び地域長、副地域長、自主防災組織の会長宅等及び浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者施設に設置している。今後、土砂災害危険区域等の緊急時の伝達が必要な世帯に対し、より確実に緊急情報を伝達するための戸別受信機等の設置要領について早急に検討する。

4 通信システムについては、市役所庁舎3階危機管理課に防災行政無線の親局をはじめ、京都府防災情報システム、気象庁FAX、高山ダムFAX、自治体衛星電話等が設置されている。平素から機器の維持や電源管理を適切に行い、災害時の機能を確保する。

3-5 資器材の確保

1 非常時優先業務を実施するうえで、不可欠な食糧、飲料水、資器材、生活物資の確保に努めるとともに、それらを適切に管理する。

(1) 避難所用備蓄食料及び備蓄資材等

各学校等の指定避難所に収容人数に応じた数量を設置する。

備蓄食料の状況 令和5年4月1日現在

品名	アルファ化米	パン	ビスコ	飲料水
数量	16,950	17,024	6,960	24,576
箱数	339	562	116	1,024

主な備蓄資材の状況

品名	毛布	マット/ エアマット	フライバ シート	組立 てトイレ	携帯 トイレ	発電 機	段ボール ベット	ストーブ	マスク
数量	2,210	3,722	615	71	1,200	25	661	36	121,300
箱数	221	132	90	14	24	-	661	36	92

※発電機は、各小中学校、加茂支所、当尾の郷会館及び加茂青少年山の家に配置済み
(予備の4台は、木津南中学校の防災倉庫に保管)

(2) 職員用備蓄食料及び備蓄資材等

各庁舎に職員対応用の備蓄食料及び備蓄資材等を確保しておく。

職員用備蓄食料：2食／1人（公的備蓄）＋1食（各職員で準備）

飲料水：20、簡易トイレ：4回分／1人

2 大規模災害時には、市の職員、保有車両・資機材、備蓄物資・食糧等だけでは対応できないことから、災害時における各種活動協力等に関する協定締結先からの応援を要請する。

災害時の協定等一覧表 令和5年5月1日現在

区分	協定の名称	協定日	締結先	連携担当部署
帰宅困難者	災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19.11.26	株式会社平和堂	マチオモイ部
	災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19.12.20	イオンリテール株式会社	マチオモイ部
	災害時における物資供給に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H20.10.24	株式会社近商ストア	マチオモイ部
避難場所	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19.12.14	同志社大学	危機管理課
	避難所として施設使用することに関する協定書	H23.4.1	同志社国際学院	危機管理課

	災害時の施設利用に関する協定書	H25. 12. 25	京都府木津警察署	危機管理課
	避難所として施設利用することに関する協定書	H26. 8. 27	株式会社喜多重機興業	危機管理課
	避難所として施設利用することに関する協定書	H27. 10. 1	京都府立木津高校	危機管理課
	避難所として施設利用することに関する協定書	H27. 10. 1	京都府立南陽高校	危機管理課
	避難所として施設（駐車場・トイレ等）利用することに関する協定書	H30. 3. 30	京都山城農業協同組合	マチオモイ部
	災害時における支援協力に関する協定書	R01. 7. 02	株式会社 P L A N T	マチオモイ部
	<u>避難所として施設等の使用に関する協定書</u>	<u>R03. 2. 5</u>	<u>株式会社バローホールディングス</u>	<u>マチオモイ部</u>
物資調達	災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19. 11. 26	株式会社平和堂	市民部
	災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19. 12. 20	イオンリテール株式会社	市民部
	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	H20. 3. 27	一般社団法人 京都府LPGガス協会城南支部	総務部
	災害時における物資供給に関する協定書	H20. 10. 23	株式会社カインズ	市民部
	災害時における物資供給に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H20. 10. 24	株式会社近商ストア	市民部
	災害時における飲料の提供協力に関する協定書 （市役所本庁舎敷地設置 災害対応型自動販売機 1台）	H21. 8. 3	コカ・コーラウエスト株式会社 ベンディング京都南第一支店	危機管理課
	災害時における飲料の提供協力に関する協定書 （市役所本庁舎敷地設置 災害対応型自動販売機 1台）	H21. 8. 3	ダイドードリンコ株式会社 奈良営業所	危機管理課
	災害時における建設機械等の提供に関する協定	H23. 8. 1	株式会社東海大阪レンタル	建設部
	非常時における飲料供給に関する協定書（市役所本庁 1階 自動販売機 1台）	H25. 9. 2	サントリーフーズ株式会社	危機管理課
	災害発生時における段ボール製品の調達に係る協定書	H26. 8. 4	Jパックス株式会社 セツカートン株式会社	危機管理課
	災害時における物資供給に関する協定書	H27. 5. 26	NPO法人コメリ災害支援センター	市民部
	災害時における物資の供給に関する協定書	H27. 6. 18	コーナン商事株式会社	市民部
	災害時における燃料の優先供給及びあっせんに関する協定書	H28. 6. 1	高橋商事株式会社	総務部
	災害時に備えての備蓄地図の提供、平常時からの住宅地図の提供等に関する協定書	H28. 6. 1	株式会社ゼンリン	危機管理課
	廃棄物簿適正な処理等に関する協定書	H28. 10. 19	三重中央開発株式会社	市民部

	災害時における建設機械等の提供に関する協定	H29. 5. 9	高石機械産業株式会社	建設部
	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	H30.12.11	三協フロンティア株式会社	建設部
	<u>災害時における食料品等の供給に関する協定書</u>	<u>R03.2.5</u>	<u>株式会社バローホールディングス</u>	<u>マチオモイ部</u>
	<u>災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書</u>	<u>R04.02.21</u>	<u>株式会社ナガワ</u>	<u>危機管理課</u>
	<u>災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書</u>	<u>R05.04.18</u>	<u>日立建機日本株式会社</u>	<u>危機管理課</u>
輸送等	災害時における物資輸送及び配所拠点の運営等に関する協定書	H28. 7. 6	和東運輸株式会社	市民部
	災害時等におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書	H28. 7. 6	株式会社ウイング	総務部
情報発信	暮らし安全・安心情報の放送に関する協定	H19. 6. 28	株式会社キネット（KCN京都）	危機管理課
	災害非常無線通信の協力に関する協定書	H20. 3. 31	木津川市アマチュア防災無線クラブ	危機管理課
	災害に係る情報発信等に関する協定	H25.11. 7	ヤフー株式会社	危機管理課
	減災を目的とした防災 AR 事業に関する協定	H26. 8. 28	一般社団法人全国防災共助協会	危機管理課
	災害時及び平常時における木津川市と情報提供協力に関する協定書	H27. 7. 7	日本郵便	総務部
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	H28. 9. 7	NTT西日本京都支店	危機管理課
医療救護	災害時における医療救護活動についての協定書	H8.11.12	木津川市（木津、加茂、山城）、笠置町、和束町、精華町、南山城村	健康福祉部
	災害時等における医療救護活動についての協定書	H19. 3. 12	一般社団法人相楽医師会長、木津川市（木津、加茂、山城）、笠置町、和束町精華町、南山城村	健康福祉部
応急復旧	日本水道協会京都府支部水道災害時相互応援に関する覚書	H19. 4. 1	（日本水道協会京都府支部）京都府、京都市、長岡京市、城陽市、八幡市、久御山町、精華町、京田辺市、井手町、宇治田原町、京丹後市、与謝野町、宮津市、亀岡市、綾部市、福知山市、南丹市、舞鶴市、大山崎町、向日市、木津川市	上下水道部
	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	H19. 4. 12	木津上下水道事業協同組合	上下水道部
	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	H19. 6. 6	加茂設備工事業協同組合	上下水道部
	災害発生時における緊急対応に関する協定書	H19.12.12	木津川市建設業協会	建設部
	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	H19.6.21	木津川市山城町上下水道工事事業者組合	上下水道部
	災害時等の応援に関する申し合わせに関する協定書	H26. 8. 4	近畿地方整備局長・京都国道事務所・	建設部

			淀川河川事務所	
	災害時における相互応援給水及び 応急復旧資材の確保等に関する協 定書	H29. 1. 17	大阪府羽曳野市水 道局	上下水 道部
	災害時における都市ガスの復旧に 関する協定書	R02. 02. 21	大阪ガス株式会社 ネットワークカン パニー	総務部
	<u>災害に伴う応援協定書（水道関連）</u>	<u>R05. 03. 28</u>	<u>ヴェオリア・ジェネ ッツ株式会社</u>	<u>上下水 道部</u>
救援	京都府広域消防相互応援協定書	H19. 3. 12	京都府内市町村消 防組合	危機管 理課
	京丹後市と木津川市の災害時相互 応援協定書	H20. 2. 7	京丹後市	危機管 理課
	伊賀市木津川市災害時相互応援協 定書	H20. 10. 1	伊賀市	危機管 理課
	緊急事態における隊友会の協力に 関する協定書	H22. 5. 6	公益社団法人隊友 会 京都府隊友会相 楽支部	危機管 理課
	木津川市・相楽地区消防相互応援 協定書	H23. 4. 1	木津川市、笠置町、 和束町、精華町、南 山城村、相楽中部消 防組合	危機管 理課
	京都府共同利用型被災者生活再建支 援システムの運用支援に関する協 定書	H27. 7. 1	京都府、日本電信電 話株式会社、京都電子 計算株式会社、株式会 社ケーケーシー情報 システム、京都府自 治体情報化推進協議 会、木津川市	危機管 理課
	奈良市と木津川市との連携・協力に 関する包括協定書	H30. 01. 12	奈良市	マチオ モイ部
	高槻市と木津川市との包括連携協 定	R01. 08. 22	高槻市	マチオ モイ部
	<u>災害時における無人航空機の運用に 関する協定書</u>	<u>R04. 11. 28</u>	<u>SKYFACEド ローン事業部</u>	<u>危機管 理課</u>
	<u>災害時における無人航空機の運用に 関する協定書</u>	<u>R04. 11. 28</u>	<u>城陽ドローン協会</u>	<u>危機管 理課</u>
ボラ ンテ ィア 支 援	木津川市災害ボランティアセンター 設置等に関する協定書	H27. 3. 20	木津川市社会福祉 協議会	健康福 祉部
福祉 避難 所	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H23. 3. 24	株式会社ハーフ・セ ンチュリー・モアサ ンシティ木津	健康福 祉部
	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H24. 2. 8	社会福祉法人京都南 山城会 涌出ぬくも りの里	健康福 祉部
	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H24. 2. 8	社会福祉法人京都南 山城会 山城ぬくも りの里	健康福 祉部
	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H25. 1. 1	社会福祉法人いづ み福祉会 ワーキン グセンターいづみ、 いづみ児童デイサー ビスかも	健康福 祉部
	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H25. 11. 15	社会福祉法人京都山 城福祉会	健康福 祉部
	災害発生時における福祉避難所の設 置運営に関する協定書	H26. 2. 1	社会福祉法人京都南 山城会 西木津ぬく もりの里、加茂ぬく	健康福 祉部

			もりの里	
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H26. 6. 17	社会福祉法人相楽福祉会	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H26. 10. 28	社会福祉法人芳梅会	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H26. 11. 28	社会福祉法人青谷福祉会	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H28. 3. 17	社会福祉協議会ハッピーコスモス	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H28. 3. 29	デイサービスふるふる	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H28. 6. 29	デイサービス木の津	健康福祉部
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H29. 8. 25	障害者支援施設 横手通り43番地「庵」	健康福祉部

3 他自治体からの担当業務の整理

大災害時の受援職員の受け入れと、担当を依頼する業務についてあらかじめ準備できることを決めておくことで、迅速な応援要請と調整が可能となることから、平素から整理しておく。

応援を必要とする業務（一例）

必要とする業務	依頼担当部署	備考（内容等）
給水支援	上下水道部	給水チーム
健康管理支援	健康福祉部	保健師、医療チーム
障がい者等支援	健康福祉部	養護教諭等
被災家屋応急危険度判定	建設部	応急危険度判定士
建物被害認定調査	総務部	経験職員等
被災者生活再建支援システム運用支援	総務部	経験職員等

4 業務継続体制の継続

4-1 職員に対する研修・訓練の実施

本業務継続計画に沿って活動を行うためにも、職員に対する研修・訓練等の実施を通じて対応力の向上を図る。特に、市民の生命、財産を守る使命を自覚し、自分の身の安全を確保できること及び災害に対し適切な判断・行動ができることを目指し、毎年1回以上の研修・訓練を継続的に実施する。

4-2 点検及び是正

本業務継続計画は、人、モノ、情報及びライフライン等の必要資源の確保を前提として、非常時優先業務の実行性を確保するために策定したものであるため、必要に応じて訓練や確認を通じて定期的に計画の実効性を点検・是正していく。

このため、本市地域防災計画と合わせて計画の実効性を点検し、把握した問題点や課題については適宜修正を加え、より適切な計画とするための各部署において取り組みを実施する。

4-3 関係機関等との連携

大規模災害が発生した場合には、本市の取り組みに加えて関係機関・団体、民間事業者等とも連携して活動することから、これらの関係機関・団体等と、カウンターパートとして、日常的なつながりを「顔の見える関係」まで深めていくものとする。